



REACH規則 SVHC高懸念物質適合性宣言書

ETFE

PFA

FEP

PTFE

Everflon™ フッ素樹脂

先進材料技術。責任ある化学物質管理。確かな情報開示。

1. 適用法規

化学物質の登録、評価、認可および制限に関する欧州規則（EC）No 1907/2006（REACH規則）のうち、適用される第57条、第59条および第33条。

参照：欧州化学品庁（ECHA）が公表する認可候補物質リスト（SVHC候補リスト）。

候補リスト参照日：2026年2月4日

2. 対象製品

本宣言は、承認済み製品一覧に記載された以下の Everflon™ フッ素樹脂グレードを対象とします。

ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）

四フッ化エチレン・六フッ化プロピレン共重合体（FEP）

パーフルオロアルコキシポリマー（PFA）

エチレン・テトラフルオロエチレン共重合体（ETFE）

ポリフッ化ビニリデン（PVDF）

その他の指定フッ素ポリマーグレード

最終宣言の対象は、個別に確認された製品に限定されます。

3. SVHC適合性評価

Everflon™ は、化学物質情報の透明性および責任あるサプライチェーン管理を重視しています。

対象製品について、承認済みの組成情報、供給元の宣言書および関連技術資料を基に、指定されたECHA候補リストに照らして評価を行います。

製品別評価結果：Everflon™ は、製品組成の評価、関連する供給元情報および利用可能な裏付け資料に基づき、本宣言書に記載されたすべてのフッ素樹脂グレードが、2026年2月4日付のECHA候補リストを参照したREACH規則（EC）No 1907/2006における高懸念物質（SVHC）に関する適用要件に適合していることを宣言します。

Everflon™ は、顧客による法規制上の義務の確認に必要な情報提供を支援します。

4. 規制上の濃度基準と情報伝達

REACH規則第33条では、候補リストに記載されたSVHCを重量比0.1%を超えて含有する成形品について、供給者に所定の情報伝達義務が生じます。

物質、混合物または成形品のいずれに該当するかにより、適用要件は異なります。

0.1%という基準は、すべてのREACH義務からの一律の免除を意味するものではありません。

5. 適用範囲および制限事項

本宣言は、指定された製品の出荷時の状態に限り適用されます。

追加加工、混合、着色、添加剤の使用または最終製品への組込みにより、再評価が必要となる場合があります。

本宣言は、すべてのフッ素ポリマーにおける規制対象物質の完全な不存在を保証するものではありません。

CAS NO

Everflon™ PTFE Granular Resins

M40,M90,G401

Everflon™ PTFE Fine Powders

F100,F500,F1000,F2000

9002-84-0

Everflon™ PTFE Dispersions

D60,D60P,D60F,D60C

Everflon™ PTFE Micropowders

MV1,MV3,MVP

Everflon™ FEP Resins

4601,4603,4610,4622,4630,4603X,4610X,4622HT,
4630HT,PF4610,PF4622,CF4610,CF4622

25067-11-2

Everflon™ FEP Dispersions

D50

Everflon™ FEP Powders

JP46,GS46

Everflon™ PFA Resins

403,410,420,430,GC403,GC410C,GC420,GC430,
C403,C410,C420

30525-89-4

Everflon™ PFA Dispersions

D450

Everflon™ PFA Powders

JP04,GS04,P410,P403

Everflon™ ETFE Resins

4003,4010,4020,C4003,C4010,C4020

25038-71-5

Everflon™ ETFE Powders

JP40,GS40,P4010



Everflon Academic Center

Tel: +86-185-7168-9228

info@everflon.com

www.everflon.com

www.everflon-japan.com